

「堺市災害廃棄物処理計画」の策定について

1. 計画の背景・趣旨

- 国においては、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」が平成 26 年 3 月に改定。
- 今後 30 年以内に発生の可能性が高いされる南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時には、平常時と性状の異なる膨大な量が発生すると想定。
- 平常時にあらかじめ必要な想定を行い、課題の抽出・整理を行うとともに、具体的で実効性のある対策を事前に検討・準備しておくことが必要。



大規模災害発生時の災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）を迅速かつ適切な処理を行い、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、「堺市災害廃棄物処理計画」を策定するもの。

2. 計画の内容

- 災害廃棄物処理に係る基本的事項（基本方針、処理期間、実行計画、組織体制等）
 - 災害がれきの処理
（発生量の推計、損壊家屋等の解体・撤去、収集運搬、仮置場、分別・選別、リサイクル、焼却処理、最終処分等）
 - 災害ごみの処理（発生量の推計、収集運搬、処理・処分等）
 - し尿の処理（発生量の推計、災害用トイレ、収集運搬、処理等）
- ※詳細については、【資料 2】、【資料 3】参照

3. 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年 2 月～3 月	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月末	計画策定・公表